

「伊勢崎市合併20周年記念」ロゴマーク募集要領

1 趣旨及び目的

伊勢崎市は、平成17年（2005年）1月1日に、伊勢崎市、赤堀町、東村、境町の4市町村が合併し、新しく人口20万人の「伊勢崎市」として生まれ変わりました。令和7年（2025）年1月1日には、合併から20年を迎えます。

この節目となる機会を捉え、市民と協働による記念事業を実施し、市民の一体感の醸成と活力ある伊勢崎市を市内外にアピールするため、記念事業に広く活用することができる、ロゴマーク（以下「合併記念ロゴマーク」という。）を募集します。

2 活用方法

伊勢崎市において作成するポスター、チラシ等（以下「ポスター等」という。）に掲載するほか、市民、市民団体、各種民間団体、企業等が行う事業で、伊勢崎市誕生20周年記念事業実施要領の規定により、市の承認を受けたもので使用します。

3 応募資格

- (1) 伊勢崎市民、伊勢崎市にゆかりのある方、伊勢崎市が好きな方（年齢、住所、個人・法人、プロ・アマの別は問いません。）
- (2) 1人（1団体）1点まで
- (3) 15歳以下の方が応募する場合には、保護者の方の同意が必要
- (4) 団体に応募する場合、代表者1名が応募手続きを行うこと

4 募集期間

令和5年（2023年）10月2日（月）から令和5年（2023年）11月10日（金）

※専用応募フォームの場合は、11月10日（金）23時59分まで

※郵送の場合は、11月10日（金）必着とします。

5 デザイン作成上の注意事項

- (1) 伊勢崎市をイメージできるデザインとすること。
- (2) 伊勢崎市が、合併20周年であることが認識できるデザインにすること（文字を入れる場合は、ひらがな、カタカナ、漢字、アルファベットなど自由とします。）
- (3) 応募作品は、自作で未発表のものとし、第三者の著作権やプライバシー権等の権利を侵さないものに限ります。
- (4) 「くわまる」の使用は可としますが、「ぐんまちゃん」等のくわまる以外のキャラクターは使用できません。
- (5) 市章の使用は、可とします。

- (6) 採用作品は、使用する上で加筆等の変更を含む必要な修正を行う場合があります。
- (7) 色数は自由としますが、フルカラー、単色、モノクロで使用、又はサイズを変えて使用する場合がありますを考慮してください。
- (8) 大きさは15cm×15cm程度で表現してください。ただし、最小使用サイズは、1.5cm×1.5cm程度を想定していますので、考慮して作成してください。
- (9) 電子データのみ応募とし、ファイル形式はPDF、JPEG、PNGのいずれかとしてください。なお、解像度は350dpi程度、データサイズは5MB以内としてください。

6 応募方法

電子データによる応募とし、下記いずれかの方法とします（手書きでの応募は不可）。

- (1) 応募専用フォームの場合
応募専用フォーム (<https://logoform.jp/form/Gpfu/359658>) で応募してください。
- (2) 郵送又は持参の場合

所定の応募用紙と作品データを記録した媒体（DVD-R等）を封筒に入れ、表面に赤字で「合併記念ロゴマーク在中」と明記し、以下の提出先へ郵送又は持参してください。なお、提出いただいた媒体は、応募者本人に返却しませんので、ご注意ください。

【提出先】 〒372-8501 （住所不要） 市役所企画調整課

※応募用紙は、企画調整課窓口に直接お越しいただくか、伊勢崎市ホームページからダウンロードしてください。

※持参の場合は、平日（8時30分～17時15分）にお持ちください。土曜日、日曜日及び祝日は受け付けません。

7 応募上の注意

- (1) 応募に要する費用は応募者の負担とし、応募、提出いただいたデータは返却しません。
- (2) 応募作品は、提出後に修正することはできません。

8 報奨

最優秀賞（1点）…賞品（クオカード）50,000円

優秀賞（2点）…賞品（クオカード）5,000円

※最優秀作品を採用作品とします。

9 選考方法

- (1) 1次選考は、市の内部において審査を行い、2次選考の候補作品5点を選考します。
- (2) 2次選考(最終選考)は、1次選考で選出した5点を対象に、一般投票を実施し、最優秀賞として1点及び優秀賞として2点のロゴマークを決定します。一般投票は、専用応募フォーム又は市役所(本庁・各支所)や各公民館に設置する投票箱による投票で受け付けます。選考スケジュールは、別途お示しします。
なお、当該選考に係る投票数について、公表することを予定しています。

10 合併記念ロゴマークの決定

- (1) 前記9(2)の選考による最優秀作品の1点を、合併記念ロゴマークとして採用します。
- (2) 合併記念ロゴマークの使用は、令和6年(2024年)4月1日からを予定しています。ただし、ポスター等の印刷準備に係る使用は、この限りではありません。
- (3) なお、令和6年(2024年)1月下旬から2月中旬まで(予定)に、2次選考の対象となった5点の応募者全員に対し、最優秀作品及び優秀作品の決定結果について、書面で通知します。

11 個人情報の取扱い

- (1) 応募作品に係る個人情報については、応募状況の確認、作品の審査、発表、採用者への通知以外の目的で使用することはありません。
- (2) 採用作品を発表する際には、採用された者の氏名(又は雅号(ペンネーム)可)を公表します。ただし、本人が希望しない場合は、非公表とします。

12 その他留意事項

- (1) 採用作品の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)、商品化権、使用权、商標権その他一切の権利は、伊勢崎市に無償譲渡するものとし、伊勢崎市に帰属するものとし、また、その使用に関して著作者は、伊勢崎市に対して著作者人格権を行使しないものとし、本市が行う商標登録、商品化に関する対価は無償とします。なお、伊勢崎市と最優秀作品の応募者とで、協議の上、これらの権利に関する覚書を締結するものとし、
- (2) 採用作品について、第三者から権利の侵害、損害賠償等の主張がなされた場合、採用者は自己の責任において解決を図るものとし、伊勢崎市は一切の責任を負いません。なお、採用作品に関して、伊勢崎市が損害を被った場合は、損害を賠償していただく場合があります。
- (3) 他の応募者についての情報提供の依頼や、審査に関する問合せには一切応じませ

- ん。
- (4) 以下の応募は、選考対象となりません。なお、次に掲げる場合に該当するときは、採用を取り消します。
- ア 公序良俗に反する場合
 - イ 提出内容に不備又は虚偽の記載をした場合
 - ウ 採用作品が、既発表のものと同様若しくは酷似している場合
 - エ 第三者の知的財産権の侵害の恐れがある場合
 - オ 法令並びに伊勢崎市誕生20周年記念事業実施要領及び本募集要領に反する場合
- (5) 応募作品を受付した旨の通知は行いません。
- (6) 応募をもって本募集要項に同意したものとみなします。
- (7) 2次選考の候補作品の5点に係る応募者は、採否に関わらず、市が行う応募事業の紹介や記録のために、市が作品を利用することを認めることとします。
- (8) 最優秀賞及び優秀賞の報奨に係る課税の取扱いについては、当該受賞者本人自らが判断、解決をすることとします。

1.3 問合せ先

〒372-8501 伊勢崎市今泉町二丁目410番地
伊勢崎市企画部企画調整課政策係

- ・電話：0270-27-2707
- ・メール：kikaku@city.isesaki.lg.jp